

山口市電子納品実施要領

1 目的

この要領は、山口市が発注する工事及び建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下「業務等」という。）における電子納品の実施に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 電子納品の対象

山口市が発注する工事及び業務等を対象とする。ただし、電子納品に馴染まない工事及び業務等、又はやむを得ない事情がある場合に限り対象外とすることができる。

3 電子納品対象項目

(1) 土木系工事

工事施工に伴う提出書類等確認表【土木系工事】に掲載されている書類等とする。ただし、原本の提出が必要とされる書類等は除く。

(2) 営繕系工事

工事施工に伴う提出書類等確認表【営繕系工事】に掲載されている書類等のうち、受発注者間の協議により決定するものとする。

(3) 業務等

下記一覧表に記載されている、業務等で作成される書類等

☐ 業務管理ファイル		
☐ (1) 報告書フォルダ(REPORT)	☐ (5) 写真フォルダ(PHOTO)	☐ (7) 地質フォルダ(BORING)
☐ 報告書管理ファイル	☐ 写真情報管理ファイル	☐ 地質情報管理ファイル
☐ 報告書ファイル	☐ 写真ファイル	☐ ボーリング交換用データ
☐ 報告書オリジナルファイル	☐ 参考図ファイル	☐ 電子柱状図
☐ 道路中心線形データ報告書ファイル	☐ (6) 測量フォルダ(SURVEY)	☐ 電子簡略柱状図
☐ 道路中心線形データオリジナルファイル	☐ 測量情報管理ファイル	☐ 地質平面図
☐ (2) 公開用成果品フォルダ(OPENREP)	☐ 基準点測量	☐ 地質断面図
☐ 公開用成果品ファイル	☐ 水準測量	☐ ボーリングコア写真
☐ (3) 台帳フォルダ(REGISTER)	☐ 地形測量及び写真測量	☐ 土質試験及び地盤調査
☐ 台帳管理ファイル	☐ 路線測量	☐ その他の地質・土質調査成果
☐ 台帳ファイル	☐ 河川測量	☐ (8) i-Construction(ICON)
☐ (4) 図面フォルダ(DRAWING)	☐ 用地測量	☐ (9) BIMCIM(BIMCIM)
☐ 図面管理ファイル	☐ その他の応用測量	☐ (10) その他
☐ 図面ファイル	☐ ドキュメント	

4 電子納品協議

受注者は、契約後速やかに対象確認等の必要事項を記載した電子納品協議書を提出し、協議するものとする。

5 写真データ作成上の留意事項

受注者利用ソフトに制限はないが、納品時には発注者の利用ソフト（写管屋）で読み込める形式とすること。

電子納品する写真の作成は、国土交通省が定める「デジタル写真管理情報基準」によるものとし、写真管理項目の写真情報には、円滑な完成検査が実施できるよう、必要度（◎○△）にかかわらず、工種、種別、細別、測点、設計値、実測値などの必要事項は、漏れなく記入するものとする。

6 CAD図面の扱い

電子納品する際の CAD 図面のファイル形式は、次の各号に掲げるもののうち、受発注者間の協議により決定するものとする。

- (1) 土木系工事
SFC 又は DXF
- (2) 営繕系工事
SFC 又は JWW
- (3) 業務等
SFC、DXF 又は JWW

7 電子成果品の確認

受注者は、作成した電子成果品を電子媒体に格納する前に、電子納品に関する要領・基準等に沿って作成されていることを確認し、次の各号に掲げる市販ソフト等により、電子成果品を事前にチェックするものとする。

- (1) 土木系工事
市販ソフト又は「電子納品チェックシステム」(国土交通省 CALS/EC ウェブサイトからダウンロード可能)
- (2) 営繕系工事
市販ソフト又は国土交通省大臣官房官庁営繕部「電子成果品作成支援・検査システム」(国土交通省ウェブサイトからダウンロード可能)
- (3) 業務等
市販ソフト、「電子納品チェックシステム」(国土交通省 CALS/EC ウェブサイトからダウンロード可能) 又は国土交通省大臣官房官庁営繕部「電子成果品作成支援・検査システム」(国土交通省ウェブサイトからダウンロード可能)

8 提出する媒体及び部数

- (1) 電子納品の場合
電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) を特記仕様書に定めがある場合を除き 2 部提出するものとする。
電子媒体は必ずウイルスチェックを行い、工事又は業務等の名称や作成年月等必要事項を記載するものとする。
- (2) 電子納品を実施できない場合
紙媒体を 1 部提出するものとする。

9 検査

- (1) 電子納品の場合
提出された電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) を用いて行うものとする。
- (2) 電子納品を実施できない場合
紙媒体を用いて行うものとする。
- (3) その他
完成前の検査 (中間検査等) における電子媒体は CD-R 又は DVD-R 以外でも認めるものとする。

10 適用する手引き・要領・基準

電子納品を実施するにあたっては、山口県又は国土交通省が定める要領等に基づいて行うものとする。

1 1 電子納品作成費用

(1) 土木系工事

「技術管理費の電子納品等に要する費用」又は「電子成果品作成費」に含まれるものとする。

(2) 営繕系工事

「共通仮設費」に含まれるものとする。

(3) 業務等

特記仕様書で定めるものとする。

1 2 その他

電子納品の部分活用（併用）については、やむを得ない事情がある場合に限る。

原則として、紙と電子の二重納品は行わないものとする。

電子納品に当たって、適用する手引き・要領・基準への適合が困難な場合など、疑義が生じた場合には、受発注者間で協議の上、解決するものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。